

平成24年2月16日

有機顔料の輸出事業者各位

経済産業省貿易経済協力局貿易管理課
経済産業省製造産業局化学物質管理課

副生ポリ塩化ビフェニルを含有する有機顔料の輸出について

今般、ある種の顔料に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）に基づく第一種特定化学物質であるポリ塩化ビフェニル（PCB）が含有していることが確認された旨、化成品工業協会から報告があったところです。

現在、PCBについては、「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）において、液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ容量が0.05リットルを超える貨物については、承認は行わないとし、輸出しようとする貨物にPCBの含有が確認された場合は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成23年3月31日 薬食発0331 第5号、平成23・03・29製局第3号、環保企発第110331007号）3-3に該当する場合を除き、輸出承認が必要とされているところです。

今般の行政指導に基づき、50ppm（0.005パーセント）以下のPCBを含有する有機顔料については、緊急的かつ暫定的に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成23年3月31日 薬食発0331 第5号、平成23・03・29製局第3号、環保企発第110331007号）3-3に該当する場合とみなし、輸出承認を要しないものとします。

なお、当該措置については、あくまでも暫定的な対応であるため、今後更なる検討を踏まえ、変更の可能性がありますのでご留意下さい。

<問い合わせ先>

- 経済産業省製造産業局化学物質管理課 担当：青柳、諸橋
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
電話 03-3501-1511 内線3691
- 経済産業省貿易経済協力局貿易管理課 担当：鈴木、小間
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
電話 03-3501-1511 内線3241